認可保育所等に児童が在園する 保護者の勤務先事業主の皆様

大田原市保健福祉部保育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための自主休園に伴うご配慮について

日頃より、本市の保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年1月27日(木)から令和4年2月20日(日)までの間、栃木県に対して「まん延防 止等重点措置」の適用が決定され、市内を含む県内全市町がその区域に指定されました。

本市の保育所等については、引き続き感染防止を徹底した上で原則開所としておりますが、今回の急速な感染拡大では、子どもへの感染も広がりを見せており、保育所等において 臨時休園となる施設が増えている状況です。

さらなる感染拡大を防止し、臨時休園となる施設を増やさないため、本市では、<u>令和4年</u>1月27日(木)~令和4年2月20日(日)まで、ご家庭での保育が可能な場合には、保育所等の利用を自粛していただくよう要請いたしました。

事業主の皆様方におかれましては、様々な取組にご尽力いただいているところではありますが、保育所等を利用する保護者である従業員の皆様の勤務について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 自主休園要請期間

令和4年1月27日(木)~令和4年2月20日(日)

※今後の状況の変化に合わせて、要請期間が延長される可能性があります。

大田原市役所 保健福祉部保育課保育係 電話 0287-23-8769